

一般社団法人移行に伴う現規程等の経過措置に関する規程(案)

(2013年2月13日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「現法人」という）が一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「新法人」という）に移行した後の現法人が有する規程等（以下「現規程等」という）の効力及び運用に係る経過措置について定めることを目的とする。

(現法人の規程等)

第2条 現規程等は、現法人で定められた規程、規則、細則、その他 IP アドレスに関する対外向けの技術文書、各種申請手続き文書及び内部管理規程類を指すものとする。

(現法人の規程等の効力)

第3条 新法人の事業運営上必要となる規程、規則、細則及び内規、その他 IP アドレスに関する対外向けの技術文書、各種申請手続き文書及び内部管理規程類（以下「新規程等」という）が新法人において制定・改正されるまでの間、当該新規程等に相当する現規程等がある場合には、その現規程等は、新法人においても引き続き有効に存続するものとする。

(現法人の規程等の失効)

第4条 第3条の定めにより有効に存続する現規程等は、新法人において当該現規程等に対応する新規程等が制定・改正され効力が発生した場合は、その効力を失う。

(法人名称の読み替え)

第5条 現規程等の改正の有無に関わらず、現規程等に法人名称の記載がある場合は、新法人の一般社団法人としての設立の登記の日を以って、当該記載は、移行後の法人名称にすべて読み替えられるものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は新法人の理事会の決定によるものとする。

附則

この規程は、新法人の一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。